**〔契約書⑤〕**

**自動車等取付用立札・看板作成契約書**

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 （以下「甲」という。）

と （以下「乙」という。） は、自動車等取付用立札・看板の作成について次のとおり契約する。

１ ２

３

甲は、自動車等取付用立札・看板の作成を乙に依頼し、乙は、これを請け負うものとする。

納入期限

契約金額

令和

年

月

日

金 円

〔内訳

金 円（消費税及び地方消費税を含む）× 〕

４

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の３において準用する

第 110 条の２第２項の規定に基づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和

年

月

日

甲

住

所

氏

名

○印

乙

住所（所

在

地）

氏名（名称及び代表者名）

○印

収 入

印 紙